

# 自動二輪車 E T C システム 試行運用

## 一般モニター用利用マニュアル

(近畿圏版)

1. E T C のシステム概要 .....	1
2. 試行運用の概要 .....	2
3. 応募から走行までの手順 .....	9
4. E T C カードの取扱いについて .....	12
5. 車載器の取扱いについて .....	12
6. モニター走行方法 .....	13
7. アンケートご協力をお願い .....	21
8. F A Q (よくある質問) について .....	22
9. 問い合わせ窓口 .....	22
10. 試行運用対象料金所 .....	23

平成 1 8 年 6 月

財 団 法 人      道 路 新 産 業 開 発 機 構

# 1. ETCのシステム概要

ETC（ノンストップ自動料金支払いシステム）とは、車両に設置されたETC車載器にETCカード（ICカード）を挿入し、有料道路の料金所に設置された路側アンテナとの間の無線通信により、車両を停止することなく通行料金を支払うシステムです。

※ETC : Electronic Toll Collection System

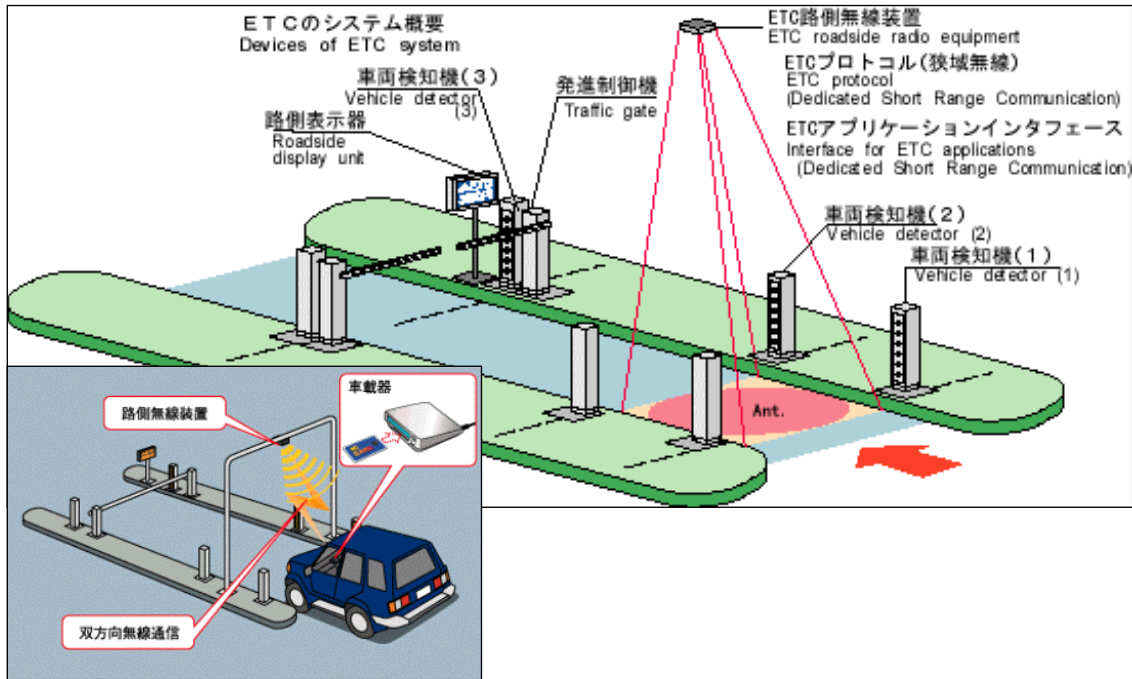


図 1 ETCシステムのイメージ

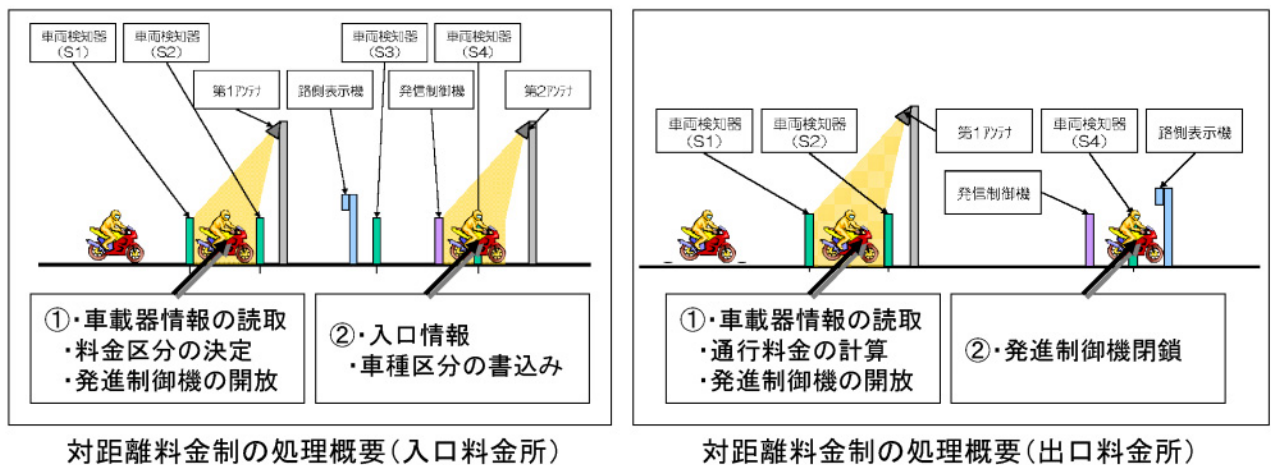


図 2 ETCレーンでの通信の概要

## 2. 試行運用の概要

現行のETCシステム（四輪車対応）を活用して試行運用を実施します。

具体的には、二輪車用に改良した車載器を二輪車側に搭載し、現行ETC同様に通行し課金をを行います。

試行運用時の実施時期、対象範囲、対象レーン、車載器は以下のとおりです。なお、対象料金所の詳細は「10 試行運用対象料金所」に示しています。

### （1）実施期間

平成18年6月16日（金）より一般モニターの募集を開始  
車載器取り付け後、順次、走行開始

### （2）対象範囲

下表に示す範囲を対象とします。

表 1 対象範囲

機関	対象範囲
①西日本高速道路 株式会社区間	<input type="checkbox"/> 近畿自動車道（全線：吹田本線料金所（中国道⇔近畿道）を除く） <input type="checkbox"/> 名神自動車道（西宮料金所～吹田料金所） <input type="checkbox"/> 第二神明道路（須磨料金所～明石西料金所） <input type="checkbox"/> 第二神明道路（学園南料金所）
②阪神高速道路 株式会社区間	<input type="checkbox"/> 阪神高速道路（全線：しあわせの村料金所を除く） しあわせの村料金所は駐車場との一体徴収であることから、 ETCカードによる清算のみ可能（無線通行は不可）
③本州四国連絡高速道路 株式会社区間	<input type="checkbox"/> 神戸淡路鳴門道（布施畑料金所～垂水料金所）

近畿地区以外で行われているモニター試行運用エリアでの走行は禁止します。



图 3 対象範囲

### (3) 対象レーン

□ E T C 専用レーンおよびE T C 混在レーンを走行してください。

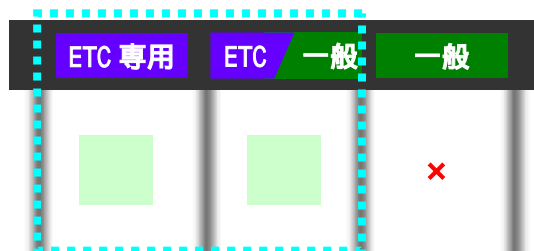


図 4 対象レーン

□ 対象料金所及び利用可能レーンは、「10 試行運用対象料金所」に詳述しています。

□ なお、次に示す本線の料金所には左右両側に E T C レーンがありますが、左側の E T C レーンのみを試行運用の対象レーンとしますので特に注意してください。

- 近畿自動車道 — 八尾本線料金所 (図 6)
- 名神自動車道 — 西宮本線料金所 (図 7)
- 第二神明道路 — 須磨本線料金所 (図 8)、明石西本線料金所 (図 9)

※なお、上記の本線料金所手前には下記の案内看板を設置しています。

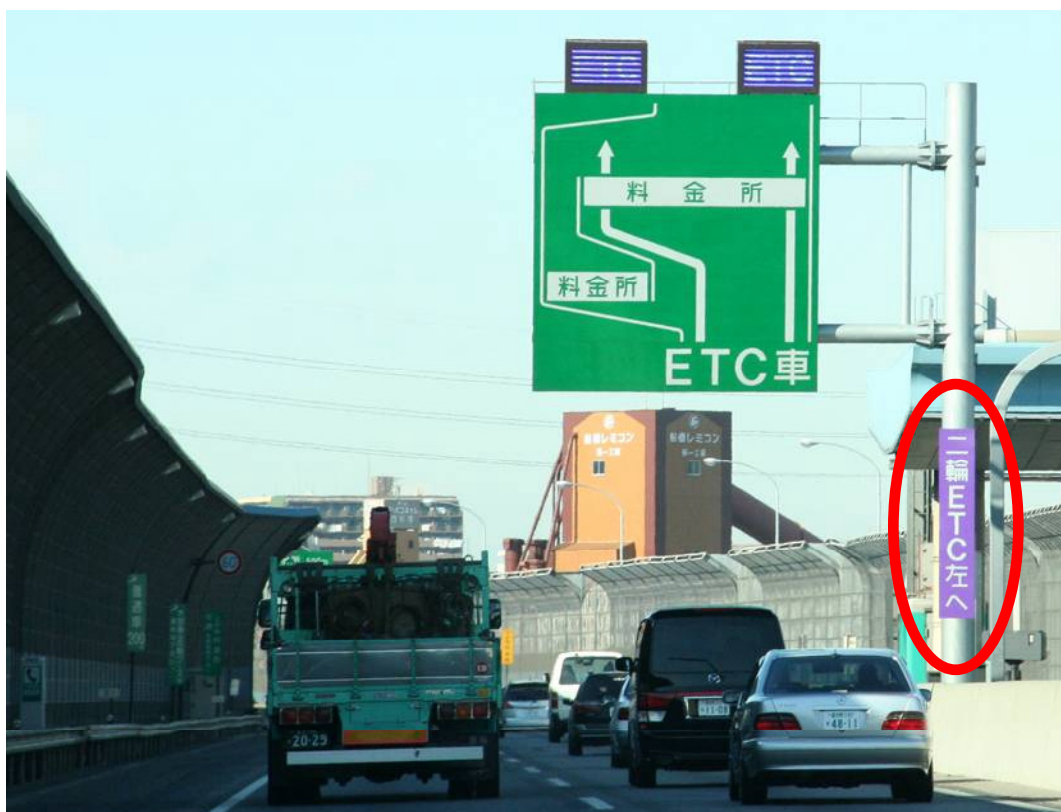


図 5 案内看板

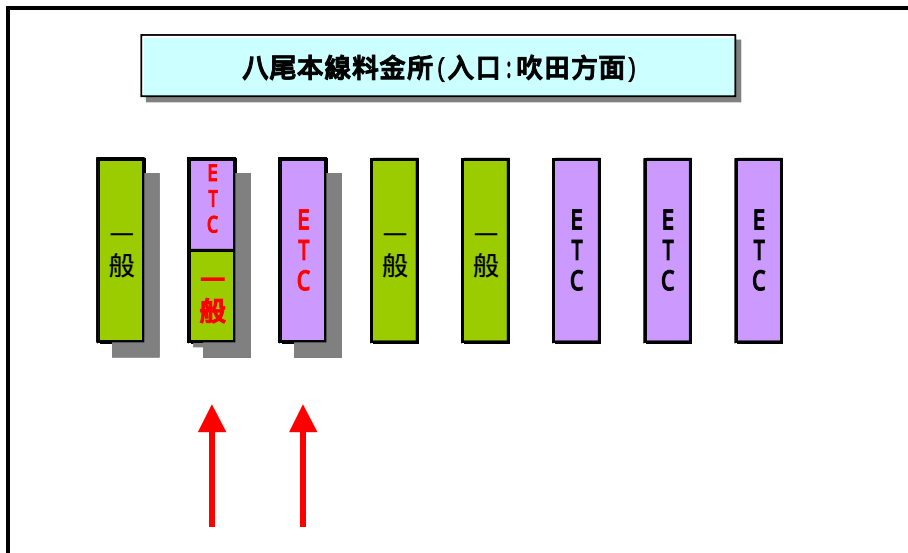


図 6 料金所運用 (近畿自動車道 八尾本線)

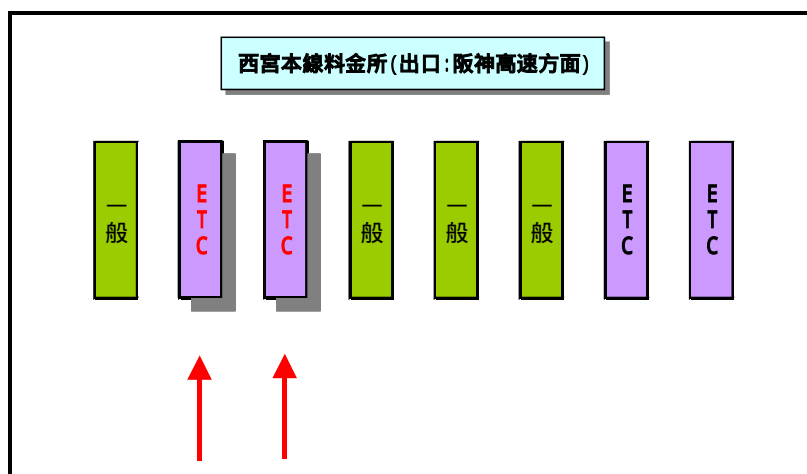
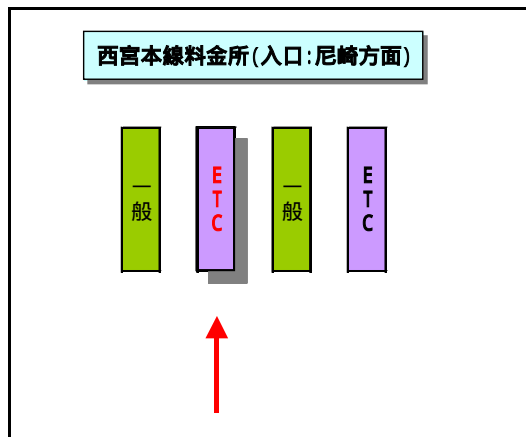


図 7 料金所運用 (名神自動車道 西宮本線)

ETCレーンは基本的にETC専用で運用していますが、時間帯により変更されることがありますので注意して走行して下さい。

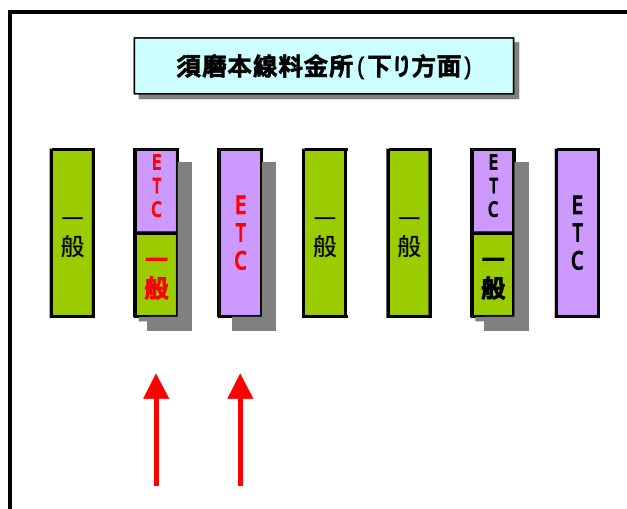
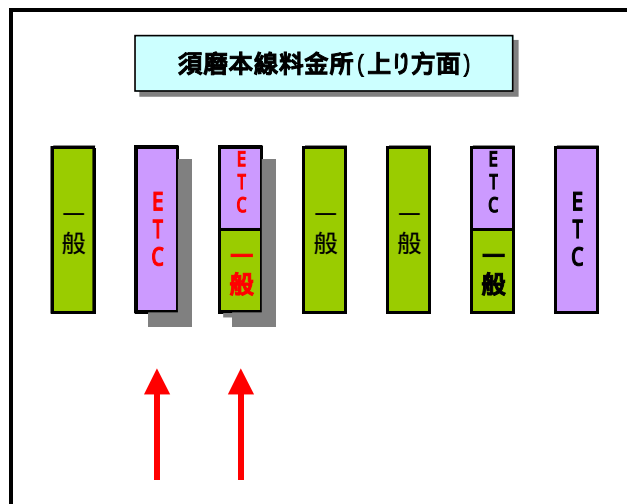


図 8 料金所運用（第二神明道路 須磨本線）

ETCレーンは基本的にETC専用で運用していますが、時間帯により変更されることがありますので注意して走行して下さい。

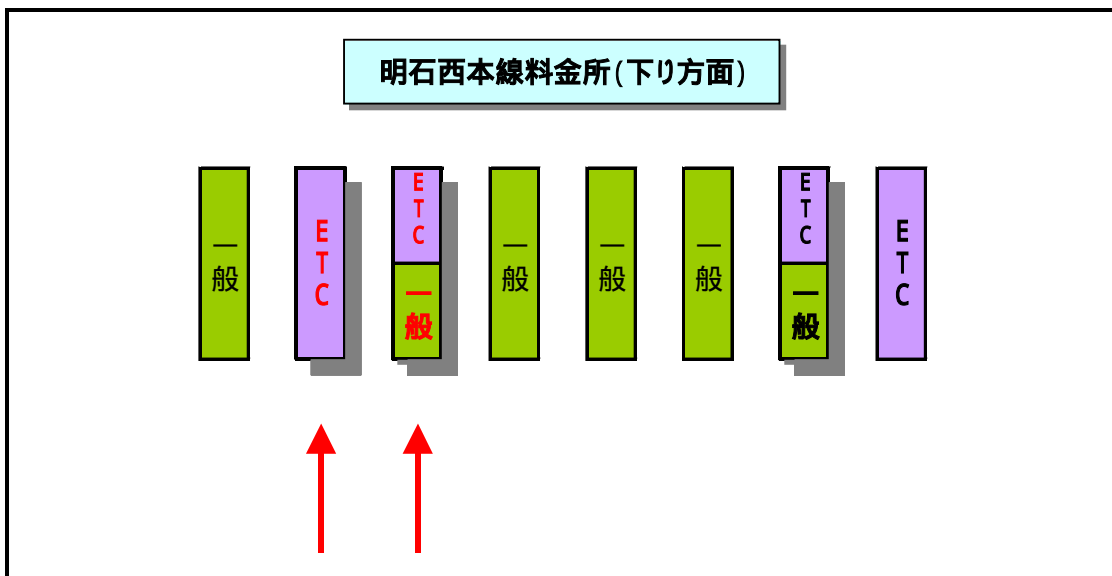
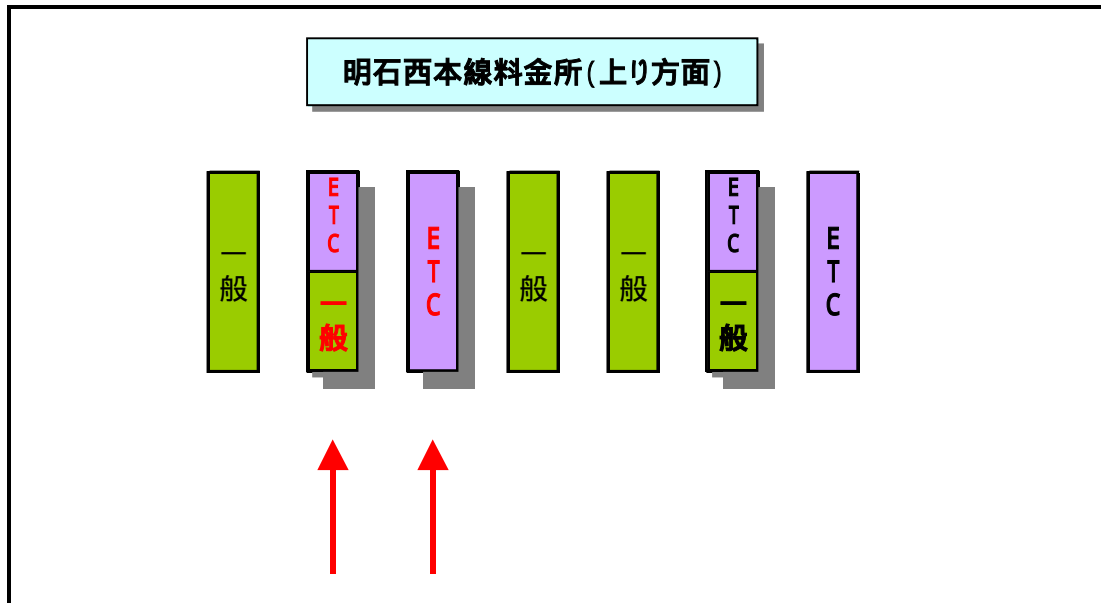


図 9 料金所運用(第二神明道路 明石西本線)

ETCレーンは基本的にETC専用で運用していますが、時間帯により変更されることがありますので注意して走行して下さい。



#### (4) 車載器

首都圏試行運用仕様 ETC 車載器を貸与します。

なお、車載器は、試行運用終了後に特に問題がなければ、引き続きご利用いただくことを予定しています。



図 10 ETC 車載器

### 3. 応募から走行までの手順

モニター応募から走行を開始するまでの流れは以下のとおりです。

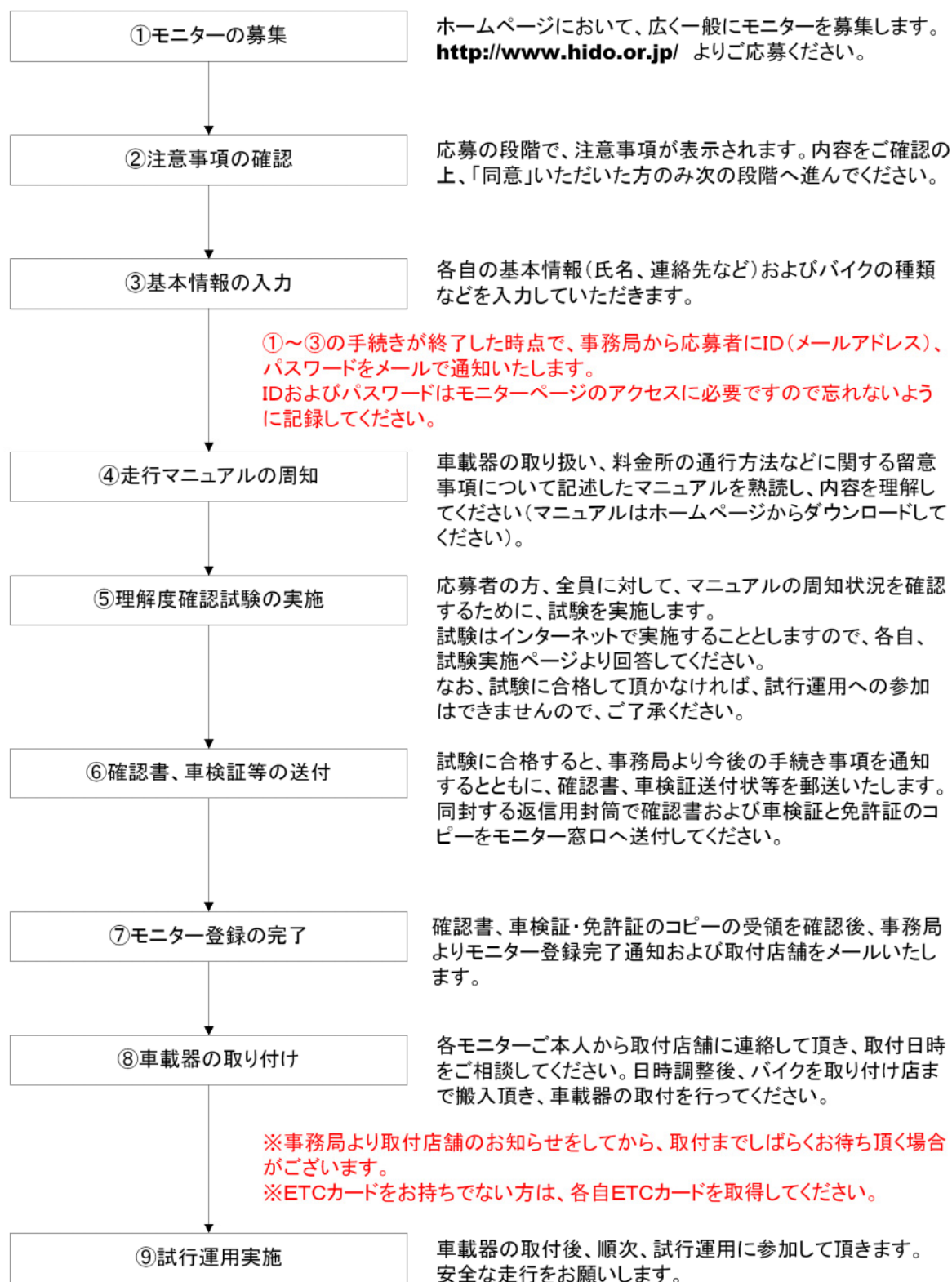


図 11 募集から走行までの手順

## 【個人情報の提供および取り扱いについて】

- 連絡等のために、必要な情報を提出していただきます。(氏名、住所、電話番号など)
- 事務局からの連絡が可能なメールアドレスを所有していることが必要です。(携帯電話のメールアドレスは不可。複数の方が同一アドレスで登録することも不可)
- 上記、モニターより取得した個人情報は、二輪車のE T C利用に関する評価および試行運用の円滑な実施のために利用するものであり、その他の目的で使用することはございません。また、データ分析などにおいて、(財)道路新産業開発機構が契約した業者へ一時的にデータを引き渡すことがあることをご了承ください。
- 試行運用の管理の一環として、免許証と車検証のコピー及び次頁の確認書を提出していただきます。

財団法人 道路新産業開発機構  
モニター事務局 御中

## 確 認 書

私は、「自動二輪車E T Cシステム試行運用」に関して、「一般モニター用利用マニュアル」及び東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等が定めた「E T Cシステム利用規程 (<http://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>)」の各事項を理解・承諾したうえでモニターに応募します。

特に以下の事項について遵守することを理解・承諾します。

- 料金所では十分な車間距離をとり、いつでも停車できるように徐行する。
- 以下の挙動の実施が確認された場合には、モニター権利を剥奪することがある。
  - ・危険な挙動を頻繁に実施していることが確認された場合
  - ・対象外路線、対象外料金所を走行していることが確認された場合
  - ・不正な通行が確認された場合
  - ・著しい高速度で料金所を通過していることが確認された場合
  - ・その他、道路交通法違反が行われたことが確認された場合

平成 年 月 日

住所：

氏名：

⑩

図 12 確認書

## 4. ETCカードの取扱いについて

---

ETCカードの取扱いについては、以下の点にご注意ください。

- ETCカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為は行わないでください。
- ETCカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び破損、変形した場合は、直ちにその旨をETCカードを発行したものに通知してください。
- 有効期限が経過しているETCカード及びETCシステム取扱道路管理者（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等）又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカードを発行する者が無効としたETCカードを利用することができません。

## 5. 車載器の取扱いについて

---

試行運用中は、車載器を事務局より貸与します。

車載器の取り扱いについては、以下の点にご注意ください。

- 二輪車対応の車載器には、防水、防振用のカバーがついています。カバーを取り外さないでください。
- アンテナ部は、正常な通信を行うことができる角度で取り付けられています。場所や角度を変更しないでください。
- 何らかの理由で、アンテナ部の角度が変わった場合には、二輪モニター窓口にお申し出ください。
- 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為は行わないで下さい。
- 二輪車対応の車載器は事務局からの貸与品ですので、第三者への転売・譲渡は禁止します。

なお、車載器は、試行運用終了後に特に問題がなければ引き続きご利用いただくことを予定しています。

## 6. モニター走行方法

### (1) モニター走行の手順

走行にあたっては、以下の手順により利用願います。

#### 乗車時.....カードのセット

ETCカードを車載器の挿入口に ICチップ側を奥にして、止まるまで確実に差しこみ、車載器が正常に動作することを確認してください。正常に挿入され、通信が行える状態になると車載器のインジケータ部分に緑色のLEDが点灯します。

車載器内部に水が入ると故障の原因となります。カードの出し入れは雨に濡れない場所で行ってください。

### ETCカードの挿入方法

本体のバックルを外し(①、②)、カバーを開きます(③)。ETCカードを挿入すると、認証を行い、ETCが利用可能な時は、表示器のスタンバイLED(緑)が点灯します。

カバーを閉じ、バックルでカバーを固定します。

### ETCカードの挿入方向

本体の▼マークの頂点とETCカードのコンタクト面をあわせて挿入してください。

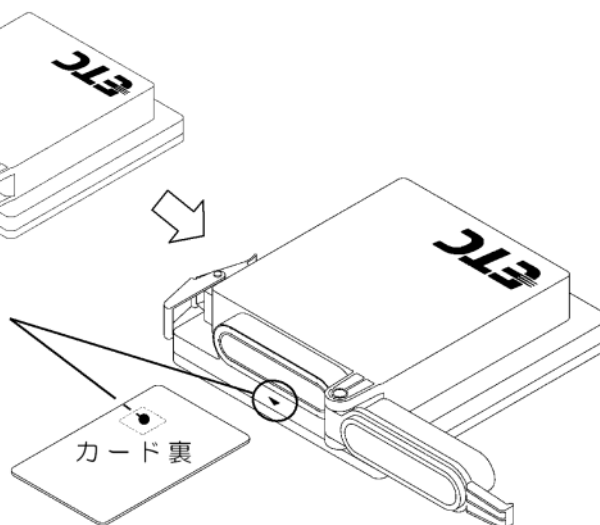


図 13 カードのセット方法

#### 料金所.....通過時

二輪車E T C対象レーン（「10 試行運用対象料金所」参照）へ、1台ずつ十分な車間距離を取り、十分に減速して進入し、路側表示器に「↑」と料金等のサインが表示されたことを確認して、徐行してください。

車線表示板が対象レーンの表示となっていることを確認し、通行をお願いします。

また、二輪車の走行位置を示す路面標示がある料金所では、路面標示に示された通行位置を通行してください。

なお、E T Cレーンの入口信号に赤が表示されている場合、発進制御棒が開いていても進入しないでください。

#### 降車時.....カードの取り出し

バイクから降車する時は、盗難防止のため必ずカードを取り出してください。

## (2) ETC利用における注意事項

### 1) 走行時の注意事項

- 二輪車ETCが利用できる区間、料金所は限定されています。対象料金所、レーン位置をあらかじめご確認ください。なお、近畿圏以外で実施されているモニター試行運用対象範囲でのETC利用は出来ませんのでご注意ください。
- ETC混在レーンは、ETC車と一般車（非ETC車）が混在します。一般車は一旦停止しますのでご注意ください。
- 前車が、何らかの理由で停車することがあります。十分な車間距離をとってください。また、いつでも停車できるように徐行してください。
- 料金所には1台ずつ進入し（車間距離を十分とってください）、並走、追い越し、車群走行などは危険ですので絶対にしないでください。
- 両開きの発進制御棒を設置している箇所においてはレーン中央部を、片開きの発進制御棒を設置している箇所においては路面誘導標示に従い側方を走行してください。



図 14 短尺制御棒の設置状況（両開きの場合・イメージ）



図 15 短尺制御棒の設置状況（片開きの場合・イメージ）

※試行運用実施時には、二輪車の料金所通過時の走行位置を示す路面標示が設置されます。



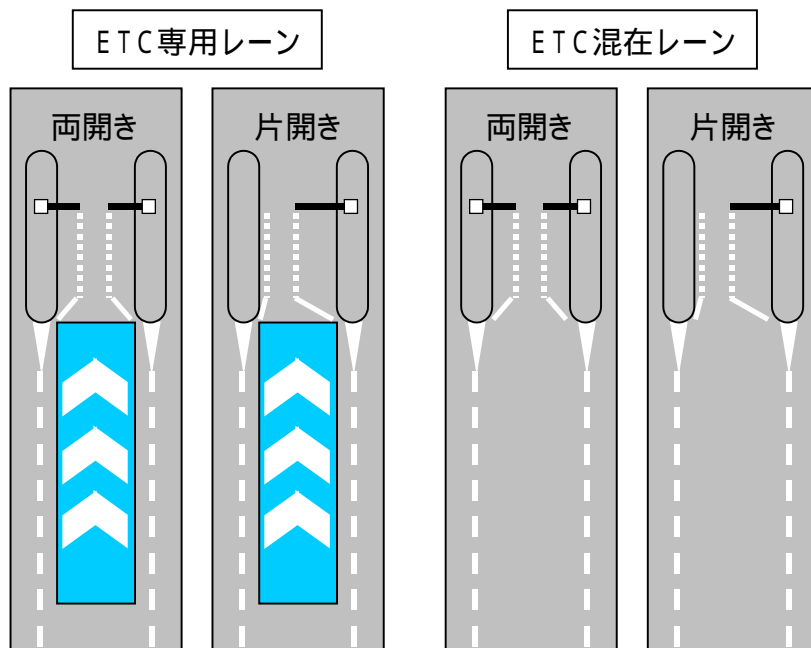


図 16 路面標示

※専用レーンにおいて、カラー標示がない箇所があります。

- 路側表示器に「          」と料金等のサインが表示されたこと、発進制御棒が開いたことを確認してから走行してください。何らかの原因で正常に通信できない場合があります。十分に減速し安全な（いつでも停車できる）速度で通行してください。
- 四輪車ユーザーや料金収受員に対して、試行運用モニターであることを周知するため、ETCレーン走行時には、事務局より配布する腕章を着用するとともに、モニター証明書を携帯してください。

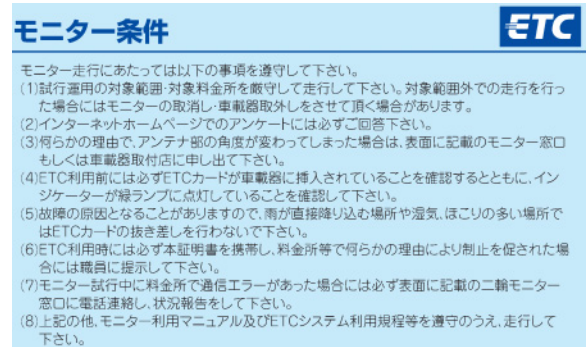


図 10 モニターが着用する腕章（写真）

< 表面 >



< 裏面 >



※上記デザインは実物と若干異なる場合がございます。

図 11 モニター証明書（イメージ）

## 2) 通信障害等が発生した場合の注意事項

- ETC車線で何らかの障害が発生した場合は、車載器のインジケータ部分に赤色のLEDが点灯し、路側表示機には「停車」等通過できない旨が表示されます。
  - ・ 混在レーン走行中に通信障害が発生した際は、停車の上、収受員にその旨を伝えてください。
  - ・ 専用レーン走行中に通信障害が発生した際、後続車の追従等により停車に対して危険を感じた場合は、発進制御棒の間（二輪車の安全を考慮し、1.5m程度の間を開けています）を通過し、そのまま走行を続け、後ほど必ず二輪モニター窓口にご連絡ください。
  - ・ 通行券（入口証明券）の発行を行う料金所では通行券を受け取り、出口料金所では係員のいる一般レーンを利用してください。（通行券を受け取れなかったときも出口料金所では、係員のいる一般レーンを利用してください。）
- 危険ですので、Uターン等をして後退したり、他の車線に移動しないでください。
- 料金所通過時に通信エラー等の不具合（カードの挿し忘れ等の人為的なエラーはこれに含まれません）があった際には、二輪モニター窓口にご連絡ください。

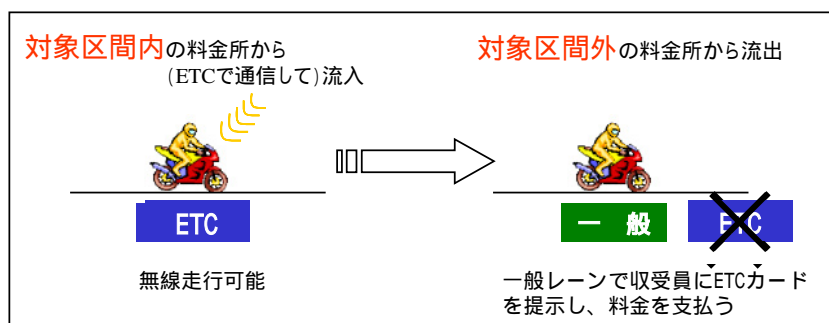
## 3) ETC車線を利用できない場合の注意事項

- ETC車線が閉鎖されている場合は一般レーンをご利用ください。その場合、発券料金所においては通行券を受け取り、支払い料金所においてはETCカードを提示し、料金の支払いをして下さい。入口で通行券を受け取った場合は、出口ではETC走行ができません。必ず一般レーンをご利用し、収受員に通行券及びETCカードを提示してください。なお、無理な車線変更は危険ですのでしないでください。

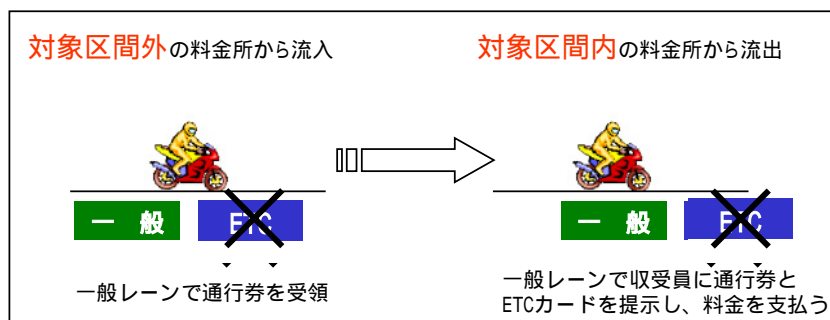
#### 4) 不可抗力により区間外での走行となった場合の注意事項

○入口、出口の一方が対象区間外を走行することになった場合の走行方法は以下の通りとします。

- ①対象区間で（E T Cで通信して）高速道路に入り、対象区間の料金所からの流出する場合は、一般レーンにおいてE T Cカードを提示し、料金の支払いをしてください（出口では無線走行しないでください）。



- ②対象区間の入口から高速道路に入る場合はE T Cをご利用できません。入口料金所において通行券を受け取り、出口料金所は一般レーンを利用し、収受員に通行券とE T Cカードを提示してください（入口・出口とも無線走行しないでください）。



○対象区間の走行は禁止されていますので、必ず走行前に一般モニター利用マニュアルを確認して走行して下さい。不可抗力により区間外走行となった場合でも、事務局から状況確認のために連絡させていただきますのでご了承下さい。

## 5 ) その他の注意事項

- 道路の管理上必要な場合は、E T Cシステムの利用を制限し、または中止することがあります。
- E T Cシステムを利用した場合は、記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。
- 試行運用の状況を分析するためにモニターの車両番号や通行履歴などの走行明細情報を利用させていただきます。
- 不正な改造を行っている車両には車載器を取り付けることができません。
- モニターの通行履歴などは全てモニタリングさせていただきますので、モニターが以下の挙動を実施したことが確認された場合には、モニター権利を剥奪することがあります。

- ・危険な挙動を頻繁に実施していることが確認された場合
- ・対象外路線、対象外料金所を走行していることが確認された場合
- ・不正な通行が確認された場合
- ・著しい高速度で料金所を通過していることが確認された場合
- ・その他、道路交通法違反が行われたことが確認された場合

## 7. アンケートご協力をお願い

---

試行運用の評価を行うために、アンケート調査を実施いたします。

アンケート調査は、試行運用の各段階においてインターネット等を活用して実施いたしますので、ご協力をお願いします。

**表2 アンケートの内容例**

段階	方法	内容例
試行運用実施中  ※試行運用期間中 数回実施する予 定です。	インターネット	<input type="checkbox"/> 走行実績（よく利用した料金所、路線、利用回数など） <input type="checkbox"/> ETCシステムに対する総合評価（満足したか） <input type="checkbox"/> 安全性に関する満足度 <input type="checkbox"/> 通信に対する満足度 <input type="checkbox"/> レーン運用の満足度 <input type="checkbox"/> 車載器に対する満足度
試行運用終了後	インターネット	<input type="checkbox"/> ETCシステムに対する総合評価（満足したか） <input type="checkbox"/> 今後の利用意向 <input type="checkbox"/> ETCに対する要望

## 8. F A Q (よくある質問) について

---

Q. 試行する道路が限定されている理由はなぜですか？

今回の試行運用では、モニターの安全性に配慮し、試行対象の料金所について特別な安全対策を施していることから、試行範囲が限定されたものとなっています。

具体的には、「通信異常が発生した場合でも安全に通行するための1.5m程度の間隔を空けた短尺の発進制御棒」を採用しています。

※対策内容は試行運用の各圏域（首都、近畿、中部）により若干異なります。

Q. 一般向けモニターに特典はありますか？

二輪モニターとなって頂いた方は二輪車でのE T C通行が可能となりますので、現在行われているE T C割引制度による高速道路料金の割引が受けられます。割引制度についての詳細は「E T C総合情報ポータルサイト (<http://www.go-etc.jp>) 」をご覧ください。

Q. 車載器はモニター終了後返却するのですか？

車載器は、試行運用終了後、特に問題がなければ、引き続きご利用いただくことを予定しています。

Q. 車載器の取り付け位置等は自分で変更できますか？

車載器やアンテナの取り付け位置は、取付業者がバイクの構造や車載器の通信特性を考慮して決定しております。取り付け後に位置を変更することは、堅くご遠慮ください。

Q. 二輪車E T Cの本格運用はいつからですか？

二輪車E T Cの本格運用にあたっては、特定モニター・一般向けモニターの試行運用の状況分析に加え、二輪車用車載器の市販化が必要となります。本格運用の時期については、現時点で平成18年の秋頃を予定しております。

## 9. 問い合わせ窓口

---

試行運用に関する問い合わせ等については、以下の窓口で受け付けています。

### **(財) 道路新産業開発機構 二輪モニター窓口**

住 所 : 〒103-0001 小伝馬町郵便局留

電 話 : 03-5614-7699

F A X : 03-3666-2988

M a i l : [monitor@hido.or.jp](mailto:monitor@hido.or.jp)

営業時間 : 休日・祝祭日を除く10:00~17:00

## 10. 試行運用対象料金所

### (1) 西日本高速道路株式会社

- 西日本高速道路では、ETC専用レーンおよびETC混在レーンの利用が可能です。
- 第二神明道路の混在レーンにおいては発進制御棒の運用はありません。
- 本線料金所など左右両側にETCレーンがある料金所においては、左側のETCレーンを試行運用の対象レーンとしています。

表3 二輪ETC試行対象料金所一覧 西日本高速道路区間

道路名	料金所名	区分	レーン数			片開き	備考	
			総数	ETC				
				総数	左側レーン数			
第二神明	須磨本線	入(下)	7	4	2	無	本線料金所	
	須磨本線	出(上)	7	4	2	無	本線料金所	
		出	2	2		無		
	名谷	入	2	1		無		
	名谷	出	1	1		無		
	高丸	入	1	1		無		
	高丸	出	1	1		無		
	大久保	入	3	1		無		
	大久保	出	3	1		無		
	明石西本線	上	7	4	2	無	本線料金所	
	明石西本線	下	8	4	2	無	本線料金所	
	学園南	入	2	1		無		
	学園南	出	2	1		無		
	計		46	26	8			
	名神高速	名神吹田	入	5	3		無	
名神吹田		出(近畿道へ)	7	2		無		
名神吹田		出(一般道へ)	8	2		無		
豊中		入	4	2		無		
豊中		出(池田方向:一般道へ)	2	1		無		
豊中		出(池田方向:阪高へ)	2	1		無		
豊中		出(大阪方向:阪高へ)	4	1		無		
豊中		出(大阪方向:一般道へ)	4	1		無		
尼崎		入(上)	2	1		無		
尼崎		出(下)	3	1		無		
尼崎		入(下)	2	1		無		
尼崎		出(上)	2	1		無		
西宮本線		入(上)	4	2	1	無	本線料金所	
西宮本線		出(下)	8	4	2	無	本線料金所	
計			57	23	3			
近畿道		近畿吹田	入(一般道)	5	2		無	
		摂津北	入(下)	2	2		無	
	摂津南	入(上)	2	1		無		
	門真	入(上)	2	1		無		
	大東鶴見	入(下)	3	2		無		
	東大阪北	入(下)	3	1		無		
	東大阪第一	入(阪高大阪方向から)	2	1		無		
	東大阪第一	入(阪高奈良方向から)	2	1		無		
	東大阪第二	入(阪高大阪方向から)	2	1		無		
	東大阪第二	入(阪高奈良方向から)	2	1		無		
	東大阪南	入(下)	2	1		無		
	八尾本線	入(上)	8	5		無	本線料金所	
	計		35	19	0			

ETC混在レーンとは一部時間帯で一般車混在での運用を実施していることを示す。

左右に分けて配置しているレーンについては、左側のレーンを使用



(2) 阪神高速道路株式会社

- 阪神高速道路では、ETC専用レーンおよびETC混在レーンの利用が可能です。
- 混在レーンにおいては発進制御棒の運用はありません。

表 4 二輪 ETC 試行対象料金所一覧 阪神高速道路区間 (大阪地区)

路線名	料金所名	区分	レーン数	ETCレーン数			片開き位置 (右開き)
				ETCレーン数	専用	切替	
1号環状線 11号池田線	大阪空港本線	入	7	4	2		2
	豊中北	入	2	2	1		1
	豊中南(島田)	入	2	2	1		1
	豊中南(北行)	入	2	2	1		1
	加島	入	2	2	1		1
	塚本	入	2	2	1		1
	福島	入	2	2	1		1
	中之島	入	2	2	1		1
	湊町	入	2	2			2
	四ツ橋	入	2	2	1		1
	信濃橋	入	2	2	1		1
	梅田	入	2	2	1		1
	堂島	入	2	2	1		1
	高麗橋	入	2	2	1		1
	長堀	入	2	2	1		1
	夕陽丘	入	2	2	1		1
	阿倍野	入	2	2	1		1
	えびす町	入	2	2	1		1
	神田入口	入	3	1	1		
	神田出口	出	3	2	1		1
12号守口線	守口本線	入	5	4	2		2
	都島	入	2	2	1		1
	長柄	入	2	2	1		1
	扇町	入	3	2	1		1
	南森町	入	2	2	1		1
	森小路	入	2	2	1		1
13号東大阪線 16号大阪港線	長田本線	入	7	5	3		2
	高井田	入	2	2	1		1
	森之宮	入	2	2	1		1
	法円坂	入	2	2	1		1
	本田	入	2	2	1		1
	阿波座	入	2	2	1		1
	波除	入	2	2	1		1
	荒本入口	入	3	3	1		2
	荒本出口	出	2	2	1		1
	大和川本線	入	6	3	2		1
14号松原線	喜蓮瓜破	入	2	2	1		1
	駒川	入	2	2	1		1
	平野	入	2	2	1		1
	文の里	入	2	2	1		1
15号堺線 17号西大阪線	堺本線	入	5	4	2		2
	住之江	入	2	2	1		1
	玉出	入	2	2	1		1
	津守	入	2	1	1		
	南開本線	入	2	2			2
	汐見橋	入	2	2	1		1
	高津	入	2	2	1		1
	大正西入口	入	1	1			1
	大正西出口	出	1	1			1
	北津守入口	入	2	2		1	1
	北津守出口	出	2	2		1	1
3号神戸線(大阪)	中之島西	入	2	2	1		1
	姫島	入	2	2	1		1
	大和田	入	2	1	1		
	海老江	入	3	2	1		1
	西長堀	入	2	2	1		1
56料金所	合計		135	118	56	2	60

印 片開き位置(右開き)は第1レーン  
 荒本1レーン:専用運用  
 文の里1レーン:時間帯によって専用運用  
 片開き設置箇所上記以外の箇所は混在運用

表 5 二輪 E T C 試行対象料金所一覧 阪神高速道路区間（湾岸地区）

路線名	料金所名	区分	レーン数		ETCレーン数			片開き位置 (右開き)
				ETC レーン数	専用	切替	混在	
4.5号湾岸線(大阪) 2号淀川左岸線	中島本線	入	7	5	3		2	
	島屋	入	2	2	1		1	
	島屋東	入	1	1			1	
	北港西	入	3	2	1		1	
	天保山	入	5	2	1		1	
	南港北	入	5	3	2		1	
	南港中	入	2	2	1		1	
	南港南	入	2	2	1		1	
	三宝	入	2	2	1		1	
	大浜	入	4	4	2		2	
	出島	入	2	2	1		1	
	石津	入	2	1	1			
	浜寺	入	2	2	1		1	
	高石本線	入	7	4	2		2	
	高石入口	入	2	2	1		1	
	高石出口	出	2	2	1		1	
	泉大津入口	入	2	1	1			
	泉大津出口	出	2	2	1		1	
	泉大津本線	入	6	4	2		2	
	岸和田北北行	入	2	1	1			
	岸和田北南行	入	2	1	1			
	岸和田南北行	入	2	2	1		1	
	岸和田南南行	入	2	1	1			
	貝塚北行	入	2	2	1		1	
	貝塚南行	入	2	1			1	
	泉佐野北	入	2	2	1		1	
	泉佐野本線	入	7	4	2		2	
27料金所	合計		81	59	32	0	27	

印 片開き位置(右開き)は第1レーン。現在全て混在運用。

印 片開き位置(右開き)は第2レーン。現在全て混在運用。

表 6 二輪 ETC 試行対象料金所一覧 阪神高速道路区間（兵庫地区）

路線名	料金所名	区分	レーン数		ETCレーン数			片開き位置 (右開き)
				ETCレーン数	専用	切替	混在	
3号神戸線（兵庫）	尼崎本線	入	8	4	2		2	
	尼崎西入口	入	2	2	1		1	
	尼崎西出口	出	2	2	1		1	
	芦屋入口	入	2	2	1		1	
	芦屋出口	出	2	2	1		1	
	芦屋本線	入	7	4	2		2	
	深江	入	2	2	1		1	
	魚崎	入	2	2	1		1	
	摩耶東行	入	2	2	1		1	
	摩耶西行	入	3	2	2		0	
	生田川	入	2	2			2	
	京橋東行	入	2	2			2	
	京橋西行	入	2	2			2	
	柳原東行	入	2	2	1		1	
	柳原西行	入	2	2	1		1	
	湊川東行	入	2	2	1		1	
	湊川西行	入	2	1			1	
	若宮	入	2	2	1		1	
	月見山	入	2	2	1		1	
	5号湾岸線	尼崎東海岸入口	入	2	2	1		1
尼崎東海岸出口		出	2	2	1		1	
尼崎末広入口		入	2	1	1			
尼崎末広出口		出	2	1	1			
西宮浜入口		入	2	2	1		1	
西宮浜出口		出	2	1	1			
南芦屋浜本線		入	7	4	2		2	
南芦屋浜入口		入	2	2	1		1	
深江浜東行		入	2	1	1			
深江浜西行		入	2	1	1			
魚崎浜		入	2	1	1			
住吉浜		入	3	3	1		2	
六甲アイランド北		入	3	2	1		1	
7号北神戸線		西宮山口東	入	2	1	1		
	西宮山口南（東行）	入	2	1	1			
	西宮山口南（西行）	入	2	1	1			
	からと東	入	2	1	1			
	五社	入	2	2	1		1	
	有馬口	入	2	2	1		1	
	からと西	入	2	1	1			
	箕谷	入	2	2	1		1	
	藍那	入	2	2	1		1	
	布施畑東	入	2	2	1		1	
	布施畑西	入	2	1	1			
	前開本線	入	5	4	2		2	
	前開東出口	出	2	2	1		1	
	前開西入口	入	2	2	1		1	
31号神戸山手線	白川南	入	2	2	1		1	
	妙法寺	入	2	1	1			
	神戸長田	入	2	2	1		1	
50料金所	合計		120	93	50	0	43	

印 片開き位置(右開き)は第1レーン。現在すべて混在運用。

印 片開き位置(右開き)は第2レーン。現在すべて専用運用。

(3) 本州四国連絡高速道路株式会社

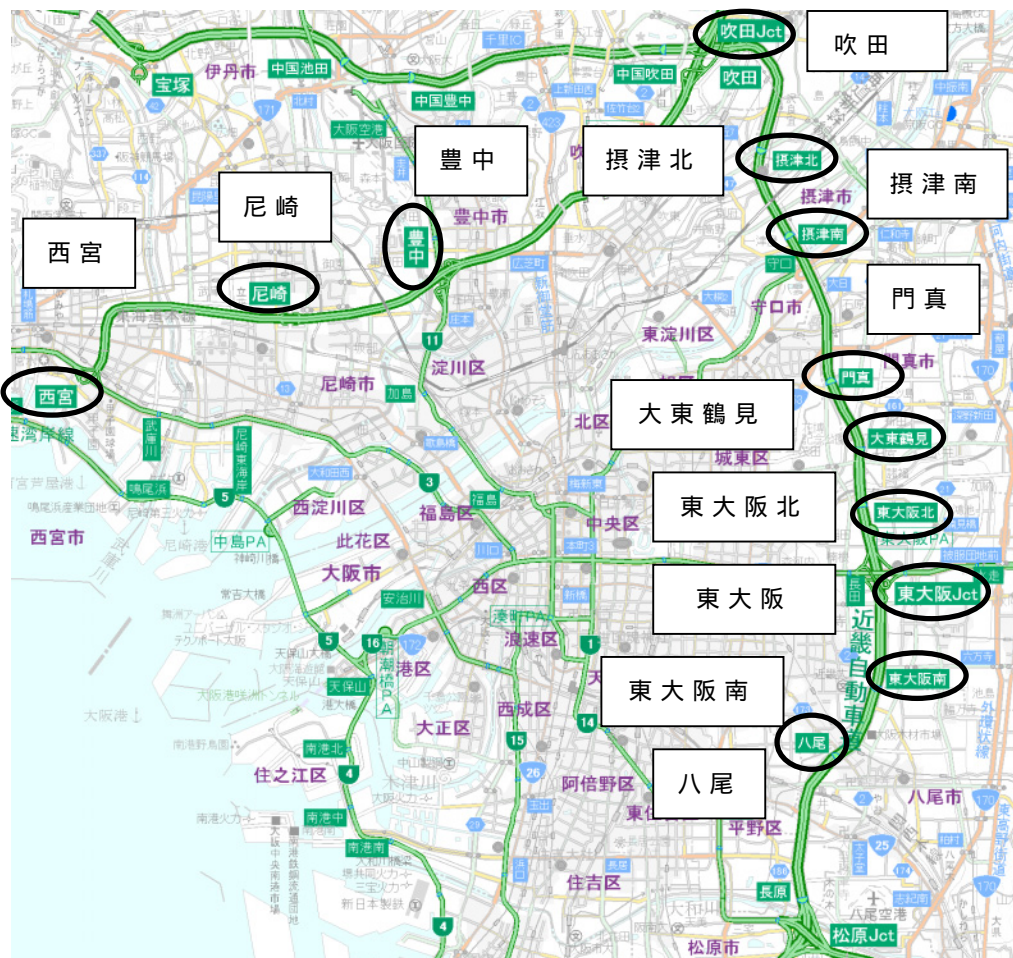
○本州四国連絡高速道路では、ETC専用レーンおよびETC混在レーンの利用が可能です（発信制御棒あり）。

**表 7 二輪ETC試行対象料金所一覧 本州四国連絡高速道路区間**

道路名	料金所名	区分		レーン数		片開き
				総数	ETC	
神戸淡路鳴門道	布施畑	入	対距離入口	10	3	無
		出	対距離出口			
		出	対距離・均一精算			
	垂水第一	入	対距離入口	9	4	無
		入	対距離入口・均一精算			
		出	対距離・均一精算			
		出	対距離出口			

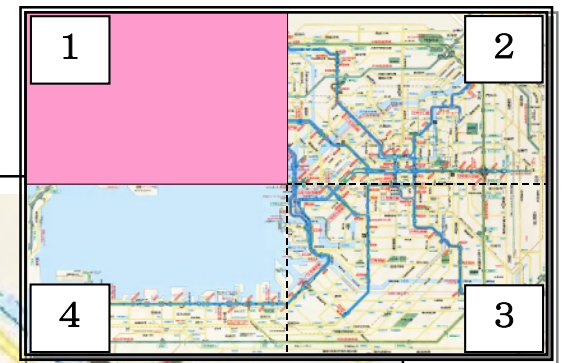
※左右に分けて配置しているレーンについては、左側のレーンを使用

< 西日本高速道路区間、本州四国高速道路区間 >

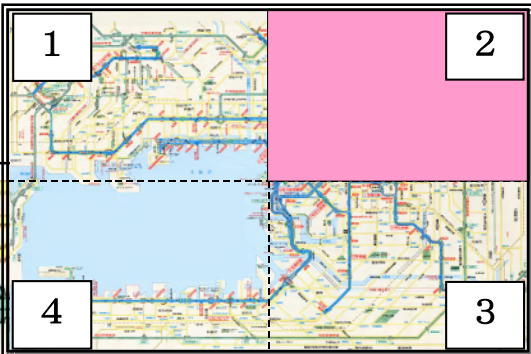
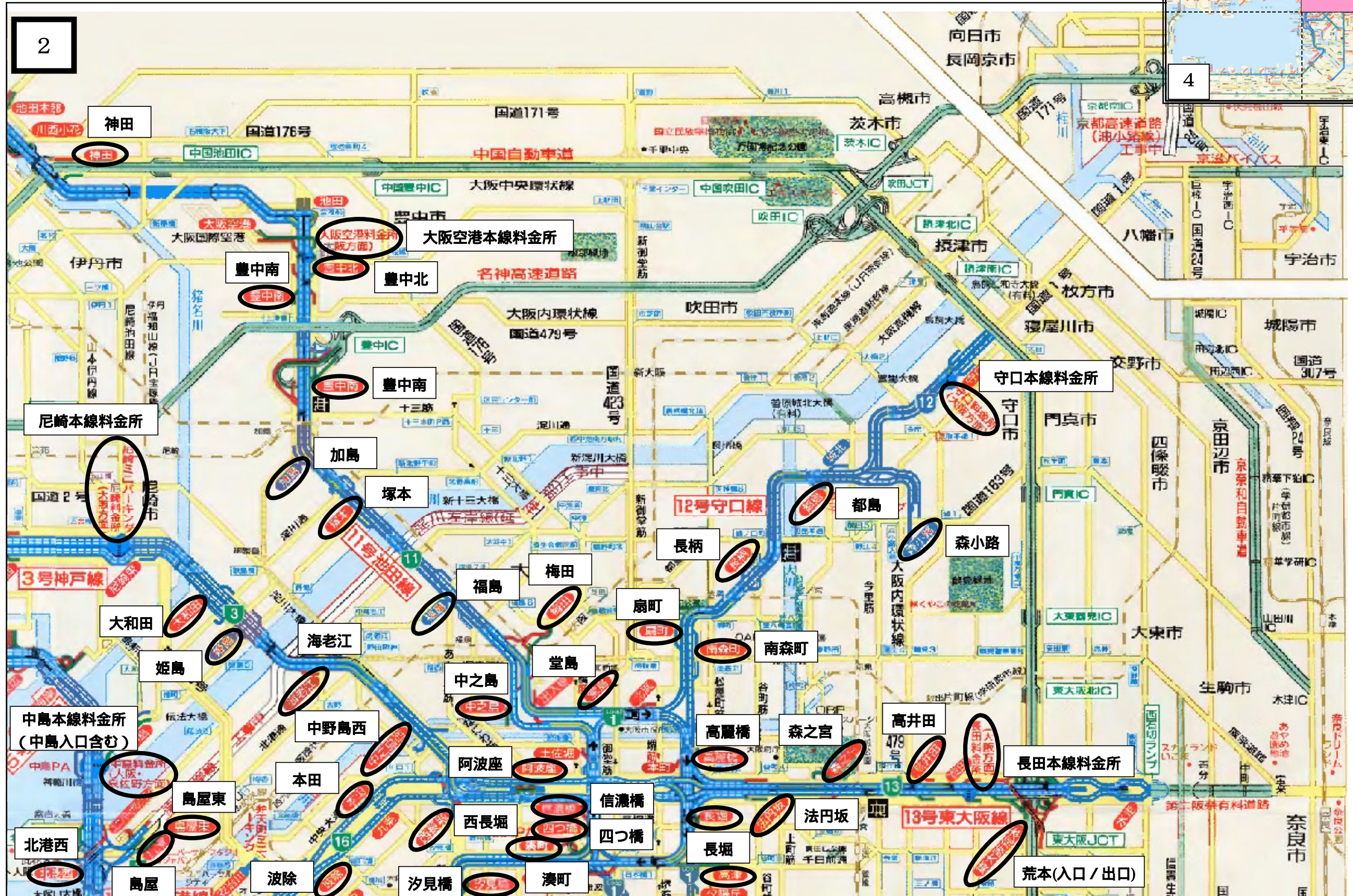


※吹田本線料金所（中国道⇄近畿道）は利用できません。

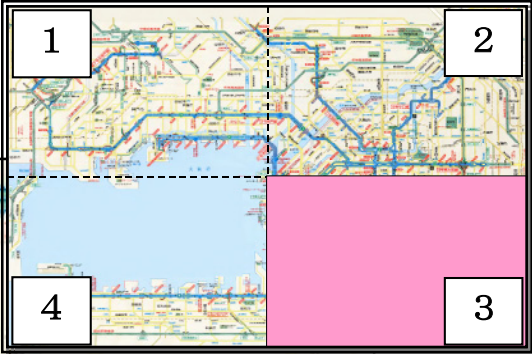
< 阪神高速道路区間(1) >



< 阪神高速道路区間 ( 2 ) >



< 阪神高速道路区間 ( 3 ) >





< 阪神高速道路区間 ( 4 ) >

